

令和2年度第1回岩手県いじめ再調査委員会会議録

1 開催日時

令和2年8月6日（木）18時00分～20時00分

2 開催場所

岩手県庁12階 特別会議室

3 出席者

〔岩手県いじめ再調査委員会委員〕

姉帯幸子委員 宇佐美公生委員 長田くみ子委員 小泉範高委員 早坂浩志委員

〔県〕

佐々木ふるさと振興部長 箱石ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長

中里学事振興課総括課長 嵯峨学事企画担当課長 小原主査

4 会議の状況

別紙のとおり

1 開 会

○嵯峨学事企画担当課長

定刻になりますので、ただいまから令和2年度第1回岩手県いじめ再調査委員会を開催いたします。学事振興課学事企画担当課長の嵯峨と申します。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は委員5名中全ての委員に御出席いただいておりますので、岩手県いじめ再調査委員会条例第5条第2項により、定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

2 あいさつ

○嵯峨学事企画担当課長

続きまして、佐々木ふるさと振興部長から御挨拶を申し上げます。

○佐々木ふるさと振興部長

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、令和2年度第1回岩手県いじめ再調査委員会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の教育振興につきまして、御尽力、御支援、御尽力を賜っておりますこと、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本県では、全ての子供の健全育成や、いじめのない子供社会の実現を目指し、いじめ防止等の対策を総合的、効果的に推進するために、平成26年4月に「県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しております。

また、この方針に沿って、同年8月になりますが、「県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの未然防止や、早期発見、迅速な対処が図られるよう、関係機関等と連絡して取り組んできたところです。

こうした中、先般であります、県内の私立高等学校からいじめに関する調査報告書が提出されたところであります。その報告書について、国のガイドラインに照らし内容を確認した結果、再調査が必要と判断いたしまして、本日の委員会では、その諮問を行うこととしております。

県といたしましては、法の趣旨に基づき、いじめの全容解明と同種の事態の再発防止のため、調査を行う必要があると考えております。委員の皆様にお力添えをいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○嵯峨学事企画担当課長

続きまして、議事に入ります前に、前回の審議会以降、新たに就任された委員を御紹介させていただきます。委員長の大塚孝夫委員におかれましては、岩手大学の御退職に伴いまして、本委員会の委員を辞任されましたことから、新たに岩手大学教育学部長の宇佐美公生委員が任命されております。

条例第3条第2項により、委員長が会議の議長となることとされておりますが、大塚委員長が辞任されましたので、条例第3条第3項により、委員長が選任されるまでの間は、委員長職務代理者の姉帯委員に進行をお願いいたします。姉帯委員は、議長席へ御移動願います。

4 議 事

(1) 委員長の互選について

○姉帯委員長職務代理者

委員長職務代理者を務めております姉帯と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の(1)委員長の互選に入りたいと思います。右上に資料1と記載のあります、岩手県いじめ再調査委員会条例を御覧いただきたく存じます。

条例第3条1項に、委員会に委員長を置き、委員の互選とするとあります。まず、選任の方法についてお諮りします。どのようにお取り計らいいたしましょうか。ご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。

ご発言がないようですので、事務局案をお伺いすることとしてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○姉帯委員長職務代理者

それでは、事務局から案をお示し願ひます。

○中里学事振興課総括課長

事務局案といたしましては、委員長は、宇佐美委員に願ひしたいと考えております。

○姉帯委員長職務代理者

委員長は宇佐美委員という案でございますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○姉帯委員長職務代理者

それでは、御異議がないようですので、委員長は宇佐美委員に願ひいたしたいと思ひます。委員長に選出されました宇佐美委員は、議長席へ御移動いただき、以後の議事の進行を願ひいたします。

○宇佐美委員長

ただいまご指名に預かりました、岩手大学の宇佐美と申します。さきの遠藤委員長の後を引き継いでの委員長ということで、大変重大な責任を感じて、身の引き締まる思いでございます。非常に重要な課題ということで、冷静に務めを果たして参りたいと思っておりますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事の方に入りたいと思ひますが、議事に入ります前に、当委員会の会議の公開について確認をいたします。事務局の方から御説明をお願ひいたします。

○小原主査

学事振興課の小原と申します。私のほうから会議の公開について御説明させていただきます。参考資料1の審議会等の会議の公開に関する指針をご覧ください。

当委員会につきましては、県の審議会等の会議の公開に関する指針が適用となりまして、3、会議の公開の基準において、原則公開とする一方で、県の情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議や調査等を行う場合などは、会議を非公開とすることができるとしてございます。

具体的には、特定の個人を識別できる情報や、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報などについて、審議や調査等を行う場合に会議を非公開とすることができるとしてございます。

本日の委員会につきましては、議事(3)いじめ再調査委員会の運営についての中で、個人情報など、個別、具体的内容に話題が及ぶものと捉えておりまして、この部分に関して、事務局といたしましては、非公開相当と考えてございます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針4では、公開又は非公開の決定は、先程の会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うとされてございます。

以上でございます。

○宇佐美委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、議事(3) いじめ再調査委員会の運営についての部分につきましては、会議の公開の基準に定める非公開事由に該当すると判断されますので、この部分は非公開としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○宇佐美委員長

異議なしということで、それでは、本日の会議は一部非公開といたします。

(2) 私立高等学校のいじめ重大事態に係る再調査について(諮問)

○宇佐美委員長

次に、議事(2) 私立高等学校のいじめ重大事態に係る再調査についてですが、これについて知事から諮問書の提出がございます。

○佐々木ふるさと振興部長

学第395号、令和2年8月6日、岩手県いじめ再調査委員会委員長 宇佐美公生様、岩手県知事 達増拓也、私立高等学校のいじめ重大事態に係る再調査について、いじめ防止対策推進法、平成25年法律第71号、第31条第2項の規定に基づき、平成29年6月に県内の私立高等学校で発生したいじめに係る下記の事項について諮問する。

諮問事項、県内の私立高等学校が設置した調査組織、以下、学校調査組織といたしますが、による平成29年6月に発生したいじめに関する調査結果の再調査について諮問します。よろしくをお願いします。

○宇佐美委員長

お聞きのように、知事から諮問があり、それを皆様のお手元に現在配付したところでございます。これについて事務局の方から何かご説明はございますでしょうか。

○嵯峨学事企画担当課長

ただいま知事から諮問がありました事項につきまして、その事案概要、諮問理由について御説明を申し上げます。

資料2をお開き願います。まず、今回の諮問の趣旨でございますが、県内の私立高等学校で発生したいじめの重大事態に関し、いじめ防止対策推進法第31条第2項に基づき、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認め、学校が設置した調査組織による調査結果について、知事による再調査を行うものでございます。

いじめの重大事態についてであります。線囲みの参考1のところをご覧ください。いじめ防止対策推進法の第28条第1項におきまして、第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、第2号としまして、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、こういった場合には、学校の設置者又は学校は、重大事態として対処し、組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとされているところであります。

次に、2の今回の事案の概要でございますが、県内の私立高等学校において、平成29年6

月下旬に、当時1年生の生徒2名が、部活動の練習中、上級生やコーチの厳しい言葉による指摘等を受け、その後不登校となり、うつ病の診断を受け、最終的には2名とも同校を退学したという事案であります。これは、法第28条第1項第1号に該当しています。

次に、再調査を行う理由であります。まず、(1)であります。被害生徒及びその保護者から、学校調査組織による調査が、文部科学省において適切な調査の進め方等を定めるいじめの重大事態の調査に関するガイドライン、こちらの再調査を行う必要があると考えられる場合としております、第10の2、3、4に該当するとして、県に対し再調査の請求があったものであります。

このガイドラインの第10については、2ページの参考2をご覧ください。第10の2、事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合、3、学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、4、調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合となっております。

調査理由の(2)になりますが、県におきましても、学校調査組織による調査報告書を確認しました結果、このガイドラインに照らし、再調査を行う必要があると認められることから、いじめ防止対策推進法第31条第2項に基づき、再調査を実施することとしたものでございます。

事案の概要等について、説明は以上でございます。

○宇佐美委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対して、質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。既に私以外の委員の皆様は、事案の概要についてはご承知ということで、前回の委員会等でも、このことに関しては確認しておられると思いますので、もし、意見、質問等がないようでしたら、次に進ませていただいでよろしいでしょうか。

(3) いじめ再調査委員会の運営について

○宇佐美委員長

次に、議事(3)いじめ再調査委員会の運営についてに移ります。会議冒頭で事務局の方から御説明がありましたが、ここからは、再調査の運営ということで、再調査の具体的内容に入っていくことになります。

つきましては、この後の会議を非公開といたします。傍聴者及び報道機関の皆様には、ここでご退席をお願いいたします。